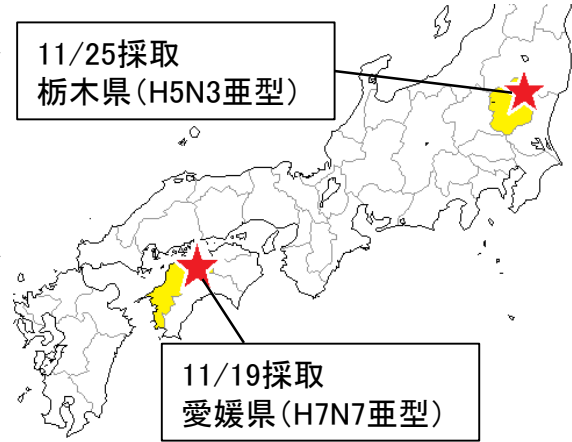


栃木県で野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N3亜型)が検出されました！

愛媛県に続き、栃木県でも低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました（11月25日に採取された野鳥の糞便）。

韓国では、令和元年11月13日以降、野鳥の糞便からの鳥インフルエンザウイルス分離事例が7例確認されています（12月3日現在、未判明の2例を除き全て低病原性）。



国内の農場へのウイルス侵入リスクが高まっています！！

☆下記のような対策の徹底をお願いします。

- ◇ 人・車両・物によるウイルス持込み防止対策
→ 消毒や靴の履き替えなどの基本的な衛生管理
- ◇ 野鳥を含む野生動物の侵入防止対策
→ 金網や防鳥ネットの破れ、鶏舎の開口部（集卵・除糞ベルト）等を塞ぐ
→ 家きん舎周辺の整理整頓、樹木の剪定や除草
- ◇ 農場周辺に野鳥が集まる水辺があるとウイルスと接触するリスクが高まります。該当する場合はより厳格な対策を！

☆まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL: 0748-37-7511 FAX: 0748-37-4821

緊急携帯: 090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL: 0740-22-2145 FAX: 0740-22-6681

緊急携帯: 080-6176-8052